主

原判決を破棄し、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人金綱正己の上告理由第一点について。

一件記録によると、上告人は、本件土地について時効による所有権の取得を主張 しているのにかかわらず、原判決は、この点について判断を示していないことは、 所論のとおりであり、右判断の遺脱は、原判決の結論に影響を及ぼすことは明らか であるから、原判決は、全部破棄を免れない。

よつて、その余の論旨に対する判断を省略し、本件を東京高等裁判所に差し戻す こととし、民訴法四〇七条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり、判決する。

最高裁利所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎